

意見公募手続を実施した案からの修正

教育計画書等の書類については、今回の改正後は、年度ごとに作成する必要があることから、下記のとおり、警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第66条を改正することとしました。また、教育計画書の保存期間についての経過規定を置くこととしたほか、本年度の教育計画書については、同条第3項を読み替えて施行の日の翌日から起算して三月以内に作成し、備えることとする経過規定を置くこととしました。

記

1. 警備業法施行規則第66条の改正（傍線の部分は改正部分）

【改正前】

（警備員の名簿等）

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 教育期ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 教育期ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

七・八 （略）

2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該教育期が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかなければならない。

3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該教育期の開始の日の三十日前までに備えておかなければならない。

【改正後】

（警備員の名簿等）

第六十六条 法第四十五条の内閣府令で定める書類は、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書

六 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施者の

氏名及び対象となつた警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類

七・八 (略)

- 2 法第四十五条に規定する警備員の名簿は、当該警備員が退職した後においても、その退職の日から一年間、前項第四号に掲げる書類は、実地に指導した日から二年間、前項第五号及び第六号に掲げる書類は、当該年度が終了した後においても、その終了の日から二年間、備えておかななければならない。
- 3 第一項第五号に掲げる教育計画書は、当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかななければならない。

2. 経過規定

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えているこの府令による改正前の警備業法施行規則（以下「旧令」という。）第六十六条第一項第五号及び第六号に掲げる書類（この府令の施行の日前に終了した教育期（旧令第三十八条第二項の表の二の項の下欄に規定する教育期をいう。次項において同じ。）に係るものに限る。）についてのこの府令による改正後の警備業法施行規則（以下「新令」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、なお従前の例による。

- 2 この府令の施行の際現に警備業法第四十五条の規定により備えている旧令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書（この府令の施行の日の属する教育期に係るものに限る。）についての新令第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「当該年度が終了した後においても、その終了の日」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 号）の施行の日の前日」とする。

第三条 この府令の施行の日の属する年度の新令第六十六条第一項第五号に掲げる教育計画書についての同条第三項の規定の適用については、同項中「当該年度の開始の日の三十日前までに備えておかなければ」とあるのは、「警備業法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 号）の施行の日の翌日から起算して三月以内に備えなければ」とする。

第四条 この府令の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。